

引っ越しの時には 手続きをお忘れなく

- 区役所の受付時間は、月～金の午前8時45分～午後5時15分です。なお、戸籍住民課では、3月28日(月)～4月4日(月)の受付時間を午後7時まで延長します。
- 表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。
- ご不明な点は電話でご確認の上、ご来庁ください。
なお、ご来庁の際は**公共交通機関をご利用ください**。
詳細 東区役所各担当課 ☎741-2400

手続き項目	窓口 (東区役所)	東区→市外 (東区役所での手続き)	市外→東区	区内転居・東区→他区 (新住所地の区役所での手続き)
住所など 詳細 戸籍住民課				
住所異動	区役所 1階 5番窓口	転出届	転入・転居届 (転入した日から14日以内に届け出) ※転出証明書 (前住所地で発行)	転入・転居届 (転居した日から14日以内に新住所地の区役所に届け出)
印鑑登録		印鑑登録証の返還	新たに登録 ※登録する印鑑、本人確認ができるもの (事前にお問い合わせください)	・転入・転居届で自動的に住所変更
転校 (小・中学校)		・今までの学校で発行された「在学証明書」を転出先の市区町村へ提出	・今までの学校で発行された「在学証明書」と新住所地の区役所から発行される「転入学通知書」を新しい学校へ提出	
国民健康保険・国民年金など 詳細 保険年金課				
国民健康保険	区役所 1階 8番窓口	転出前に脱退手続き、保険証の返還 ※国民健康保険証、納付通知書	新たに加入手続き (転入後14日以内) ※印鑑 (通帳使用印)、預金通帳	新住所地の区役所で住所変更手続き (転入後14日以内) ※国民健康保険証
後期高齢者医療		後期高齢者被保険者証の返還 ・道外へ転出される方には負担区分等証明書を交付	・道外から転入した場合は加入申請手続き ※負担区分等証明書 ・道内から転入した場合は、住所変更手続き ※被保険者証	新住所地の区役所で住所変更手続き ※被保険者証
介護保険		脱退手続き ※被保険者証、納付通知書 ・要介護認定 (申請中も含む) を受けている方には受給資格証明書を交付します	転入手続き ※要介護認定を受けていた方は、受給資格証明書 (介護の認定申請は2階23番窓口へ)	新住所地の区役所で住所変更手続き ※被保険者証
国民年金	加入者	・第1号被保険者の方と任意加入の方は、転出先の市区町村へ問い合わせ ※年金手帳 ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要	・第1号被保険者の方と任意加入の方は、転入手続き ※年金手帳 ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要	・第1号被保険者の方と任意加入の方は、転入・転居届で自動的に住所変更 ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要
	受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきを、管轄する年金事務所あてに送付	・東区役所に備え付けのはがきを、管轄する年金事務所あてに送付	・新住所地の区役所に備え付けのはがきを、管轄する年金事務所あてに送付
各種手当・福祉サービスなど 詳細 保健福祉課				
子ども手当	区役所 2階 22番窓口	受給事由消滅届 ・転出先では新規申請が必要	新規申請 ※健康保険証、預金通帳など	・転入・転居届で自動的に住所変更 ・児童と別居となる場合は、新住所地の区役所で別に手続きが必要
児童扶養手当		・転出先で住所変更手続きが必要 ※手当証書など	住所変更手続き ※手当証書、住宅の賃貸借契約書など	新住所地の区役所で住所変更手続き ※手当証書、住宅の賃貸借契約書など
特別児童扶養手当		・転出先で住所変更手続きが必要 ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書など	新住所地の区役所で住所変更手続き ※手当証書
各種医療費の助成		受給者証の返還 ※受給者証	新規申請 ※健康保険証、所得証明書、身体障害者手帳 (重度障がいの方) など	新住所地の区役所で住所変更手続き ※受給者証、健康保険証
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	区役所 2階 23番窓口	住所変更手続き ・転出先でも住所変更手続きが必要	住所変更手続き ※身体障害者手帳、療育手帳、本人名義の通帳	新住所地の区役所で住所変更手続き
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		交通費助成を受けられている方は、ガソリン券、タクシー券、カードなどの返還 (区役所 2階25番窓口) ・転出先で住所変更手続きが必要	住所変更手続き ※手帳 (療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は本人の顔写真が必要)	新住所地の区役所で住所変更手続き ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
敬老手帳 (65歳以上)	区役所 2階 25番窓口	手続きは不要	必要な方に窓口で交付 ※保険証など生年月日を確認できるものが必要	・手帳の住所をご自分で書き換え
敬老優待乗車証 (敬老パス) (70歳以上)		未使用乗車証 (敬老パス) の返還 ※未使用の敬老パス、本人の預金通帳 ※本人以外の方が手続きする場合は、事前に必要書類を要確認	・6月30日までに住民登録があり、引き続き居住している方は9月交付の対象 (8月ころ案内通知)	・有効期間内であれば引き続き使用可能

